		規則第一条第三項第五号	過去に法第十六条の規定により本人確認の措置を講じた上で受理している申告書等に記載された純損失の金額、雑損失の金額又はその他の当該提供に係る申告書等を作成するに当たって必要となる事項（以下「事前の課税標準額又は税額等」という。）であって財務大臣等が適当と認める事項等
		規則第二条第二号	前号に掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類するものであって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。）第二条第一項第一号に掲げる書類に記載された個人識別事項（法第二条第五項に規定する個人識別事項をいう。以下同じ。）その他の当該書類に施された措置によって、当該書類に記載された個人識別事項を確認することができる特定の個人と同一の者であることを確認するために当該書類を提示する者が当該個人番号利用事務実施者に対して行う当該個人識別事項の提供が適当であると認めるもの
		規則第三条第一項第四号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行された書類その他これに類する書類であって、個人番号（法第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）の提供を行う者の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。）

印鑑登録証明書、戸籍の附票の写しその他官公署から発行又は発給をされた本人の写真の表示のない書類（これらに類するものを含む。）で、個人識別事項の記載があるもの又は発行若しくは発給された日から六か月以内のものに限る。）（以下「写真なし公的書類」という。）	所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する源泉徴収票、支払通知書その他租税に関する法律に基づき本人に対して個人番号利用事務等実施者が交付した書類で個人識別事項の記載があるもの（以下「本人交付用税務書類」という。）	修正申告書に記載された修正申告直前の課税標準額又は税額等、更正の請求書に記載された更正の請求直前の課税標準額又は税額等及び相続時精算課税を適用した贈与税申告書（選択した年分の翌年分以降の年分に限る。）に記載された過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額等その他これに類する事項	税理士証票
			写真付身分証明書等
			写真付公的書類
		規則第三条第四項	本人しか知り得ない事項その他の個人番号利用事務実施者が適当と認める事項
		規則第三条第五項	個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることが明らかであると個人番号利用事務実施者が認める場合

写真なし身分証明書等	国税等の領収証書等	本人交付用税務書類	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（規則第三条第二項）
写真なし公的書類			
本人交付用税務書類又は官公署若しくは個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの	自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書（提示時において作成した日から六か月以内のものに限る。）		
官公署又は個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、個人番号利用事務等実施者に対して、申告書又は申請書等と併せて提示又は提出する場合の当該書類			
個人番号利用事務等実施者が発行した書類であって識別符号又は暗証符号により当該書類に記録された個人識別事項を認証することにより当該個人識別事項を印字した書類で、当該個人番号利用事務等実施者に対して当該書類を提出する場合における当該書類			
個人番号利用事務等実施者が発行し、又は発給した書類であって、個人識別事項の提示を受けて、当該個人識別事項と同一の者であることを確認した上で当該個人識別事項に係る個人番号を記載して作成した書類			
所得税法に規定する控除対象配偶者又は扶養親族（以下「扶養親族等」という。）であって、知覚することにより、個人番号の提供を行う者が本人であることが明らかな場合			
過去に本人であることの確認を行っている同一の者から継続して個人番号の提供を受ける場合で、知覚することにより、個人番号の提供を行う者が本人であることが明らかな場合			